

# 全国町村会

任意生命保険・任意医療保険  
退職者直轄制度  
事務のチェックポイント

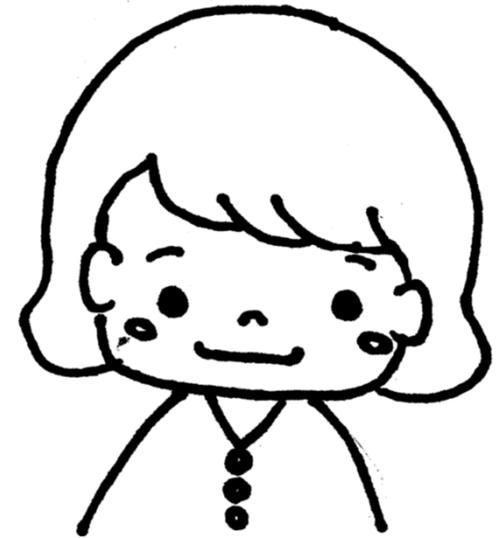
2022年度版



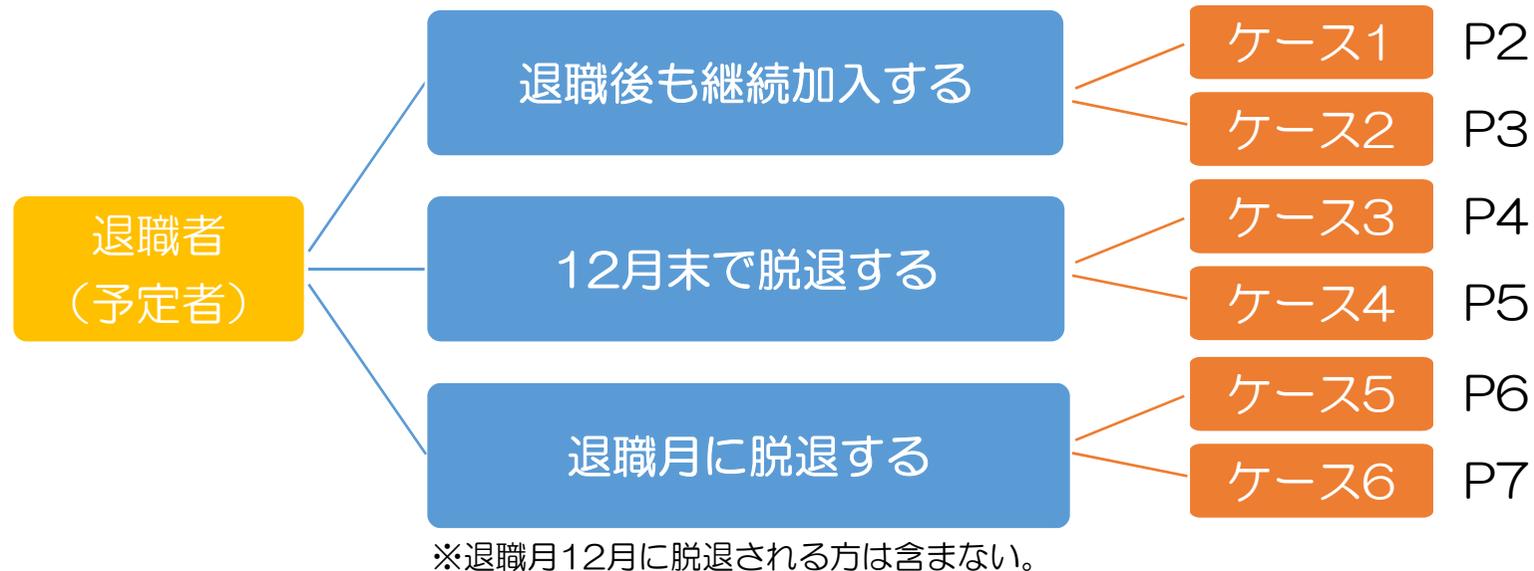
# 目次

1. 加入団体担当者の事務について・・・1p～7p
  - 早見表
  - 提出書類の提出期限
  
2. 都道府県町村会担当者の事務について・・・8p～14p
  - 早見表
  
3. 関係書類・・・15p～21p
  
4. お問い合わせ先・・・22p

# 加入団体担当者の事務について



# 早見表



## 提出書類の提出期限

- ◎1月～7月退職者 (予定者) (提出期限：2022年7月20日 (水))
- ◎8月～12月退職者 (予定者) (提出期限：2022年11月22日 (火))

※上記提出期限は日本共同システム (略：NKS) への提出期限となりますのでご注意ください。

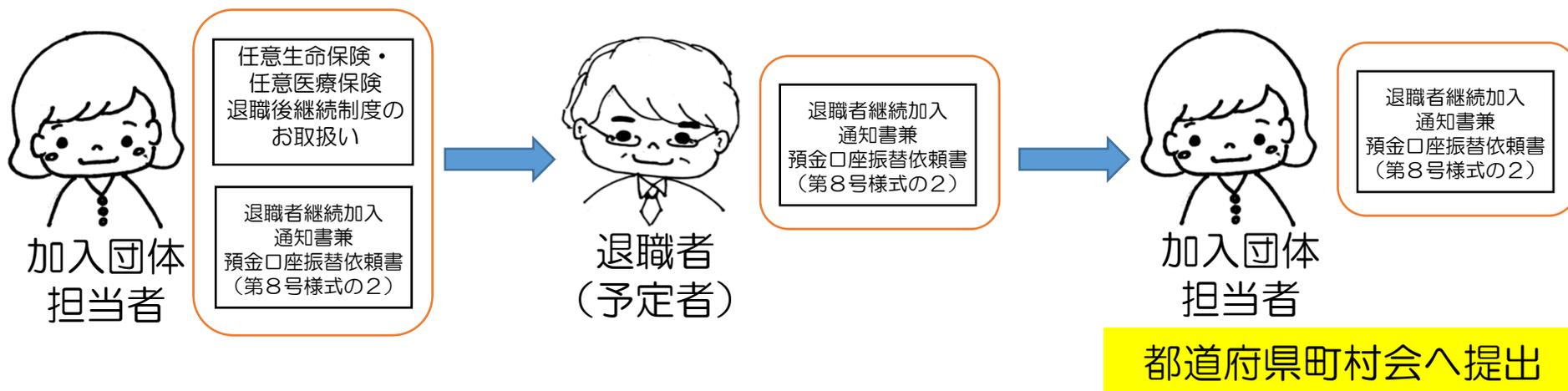
※退職月に書類提出するようお願いいたします。

ケース1

◀ 退職後も継続加入する場合

▶ ※残月数分の掛金は一括で払込してください。  
(P137「6」参照)

◎退職月：1月～7月

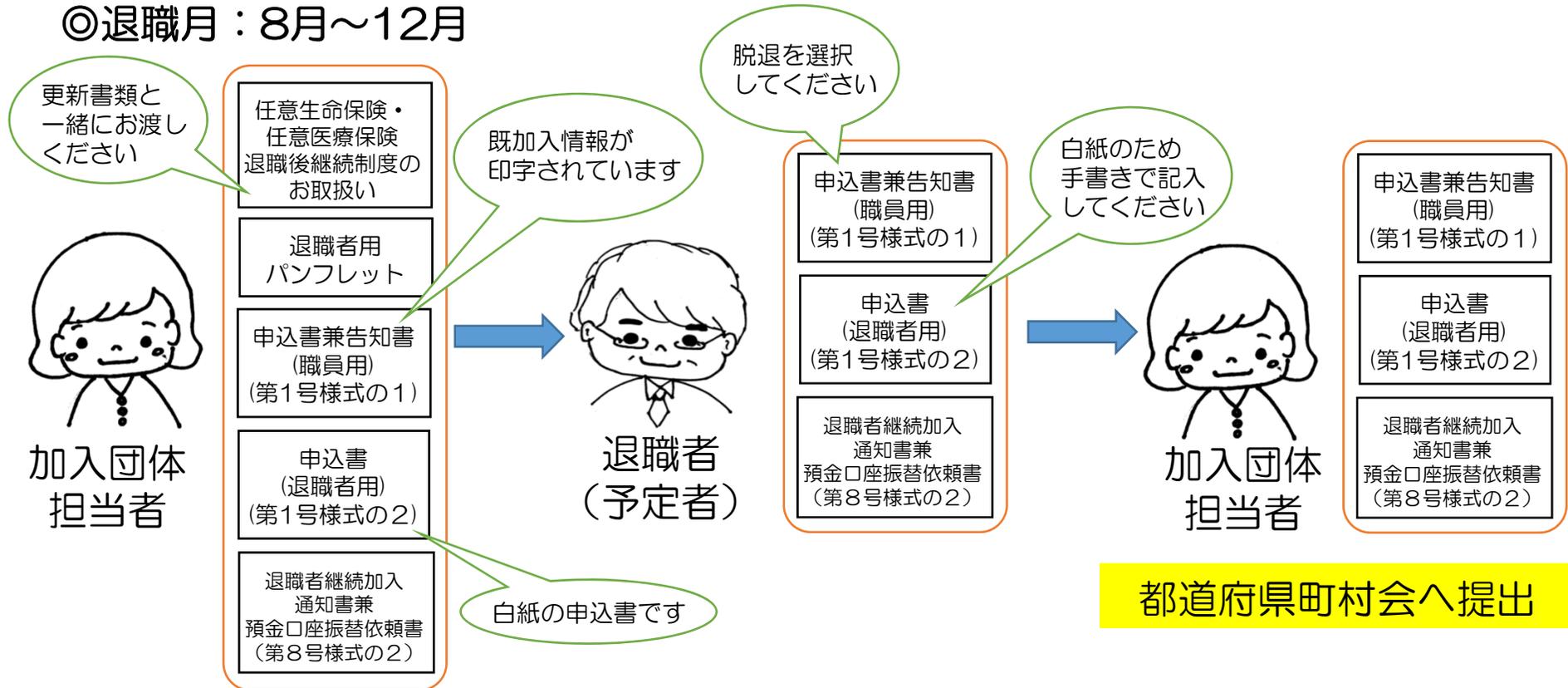


## ケース2

# ◀ 退職後も継続加入する場合 ▶

◎退職月：8月～12月

※2022年7月20日（水）までに「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」の提出が間に合わなかった人も含めます。



※2022年7月21日（木）以降から更新書類が届くまでに退職された方または退職予定の方は、更新書類到着後**必ず**

「申込書兼告知書（職員用）（第1号様式の1）」

「申込書（退職者用）（第1号様式の2）」

「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」

の**3点をそろえて**都道府県町村会へ**提出**してください。

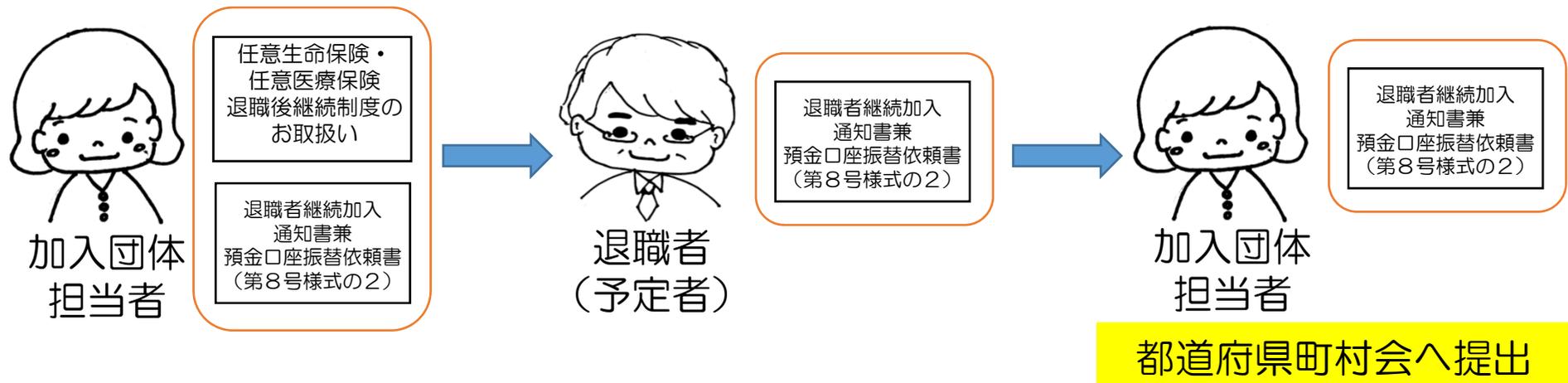
「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」のみ先に都道府県町村会へ提出しないようご注意ください。

### ケース3

## 《 12月末で脱退する場合 》

※残月数分の掛金は一括で払込してください。  
(P137「6」参照)

◎退職月：1月～7月



※上記第8号様式の2のお手続きの他、更新時に退職者自身で脱退手続きをしていただく必要があることをお伝えください。

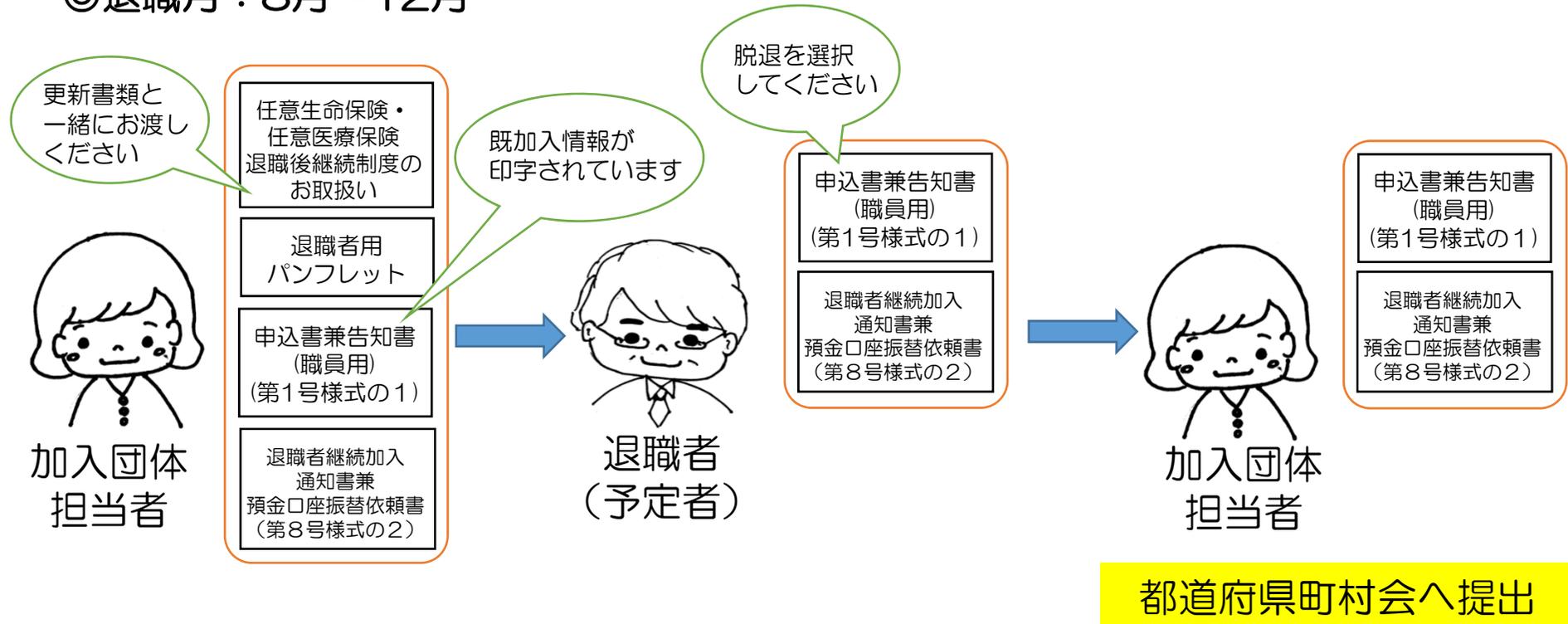
- ・9月頃、日本共同システムから退職者のパンフレットおよび申込書等を送付

## ケース4

# 《 12月末で脱退する場合 》

◎退職月：8月～12月

※2022年7月20日（水）までに「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」の提出が間に合わなかった人も含めます。



※2022年7月21日（木）以降から更新書類が届くまでに退職された方または退職予定の方の提出書類も「申込書兼告知書（職員用）（第1号様式の1）」「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」必ず2点が揃ってから都道府県町村会へ提出してください。

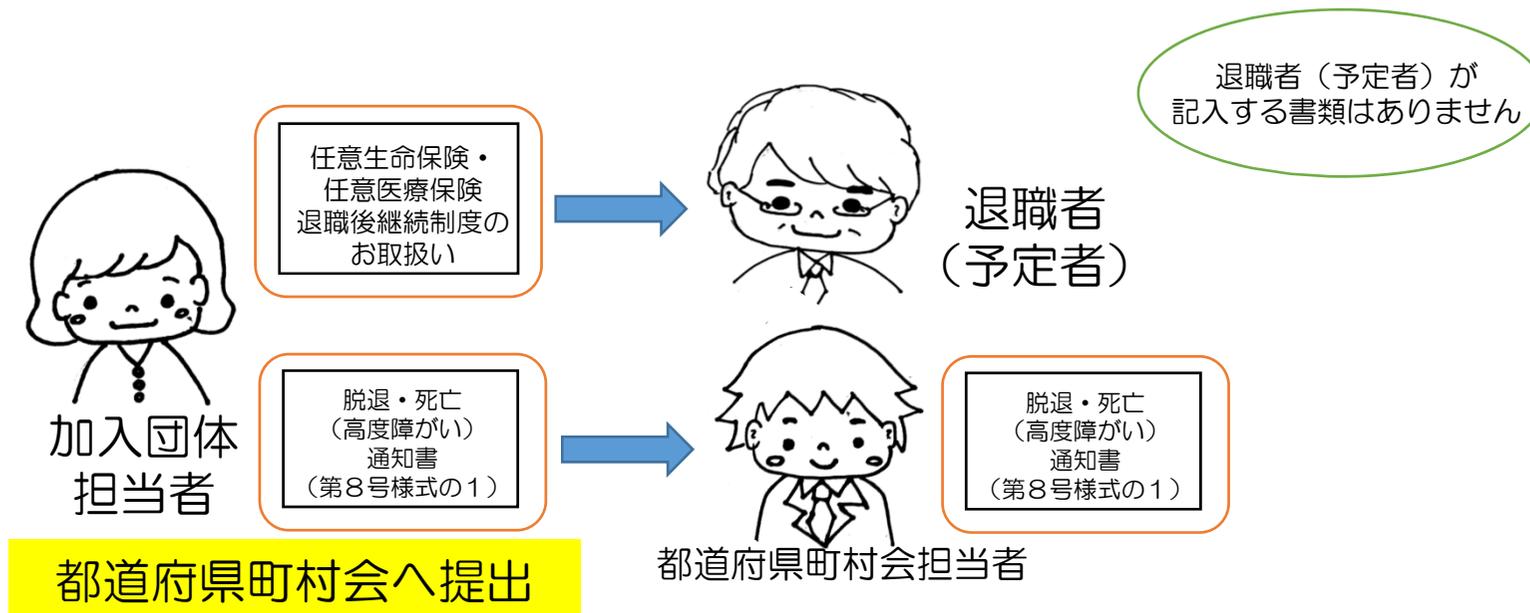
「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」のみ先に都道府県町村会へ提出しないようにご注意ください。

## ケース5

# ◀ 退職月に脱退する場合 ▶

※脱退月は加入団体の払込方法により異なります  
月払：退職月末  
半年払：6月末、12月末  
年払：12月末

◎退職月：1月～7月



※退職月に「脱退・死亡（高度障がい）通知書（第8号様式の1）」を提出してください。  
※脱退のため、「退職者継続制度のお取扱い」の配布はご担当者様に判断をお任せいたします。

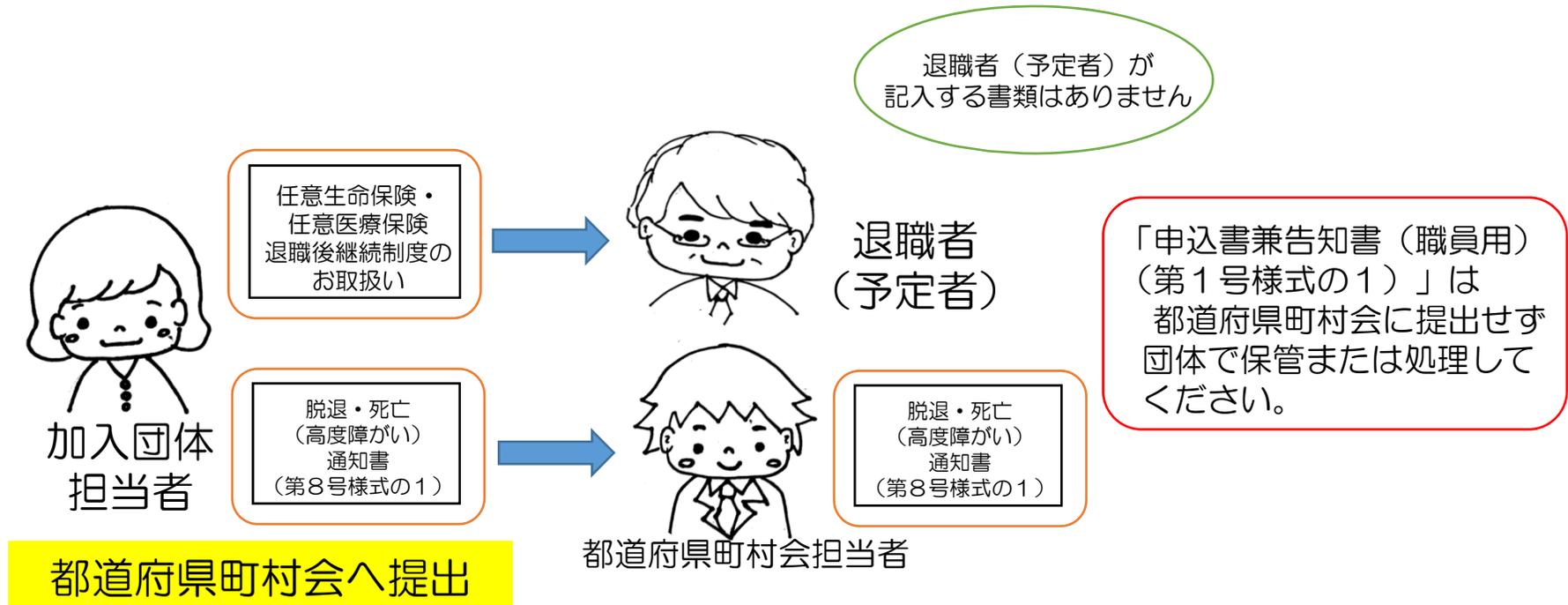
## ケース6

# 《 退職月に脱退する場合 》

◎退職月：8月～11月

※退職月12月に脱退される方は **ケース4** をご確認ください。

※2022年7月20日（水）までに「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」の提出が間に合わなかった人も含めます。



※月払で8月～11月に退職された方または退職予定の方は

「脱退・死亡（高度障がい）通知書（第8号様式の1）」を提出してください。

※「脱退・死亡（高度障がい）通知書（第8号様式の1）」を提出済のため、使用しなかった

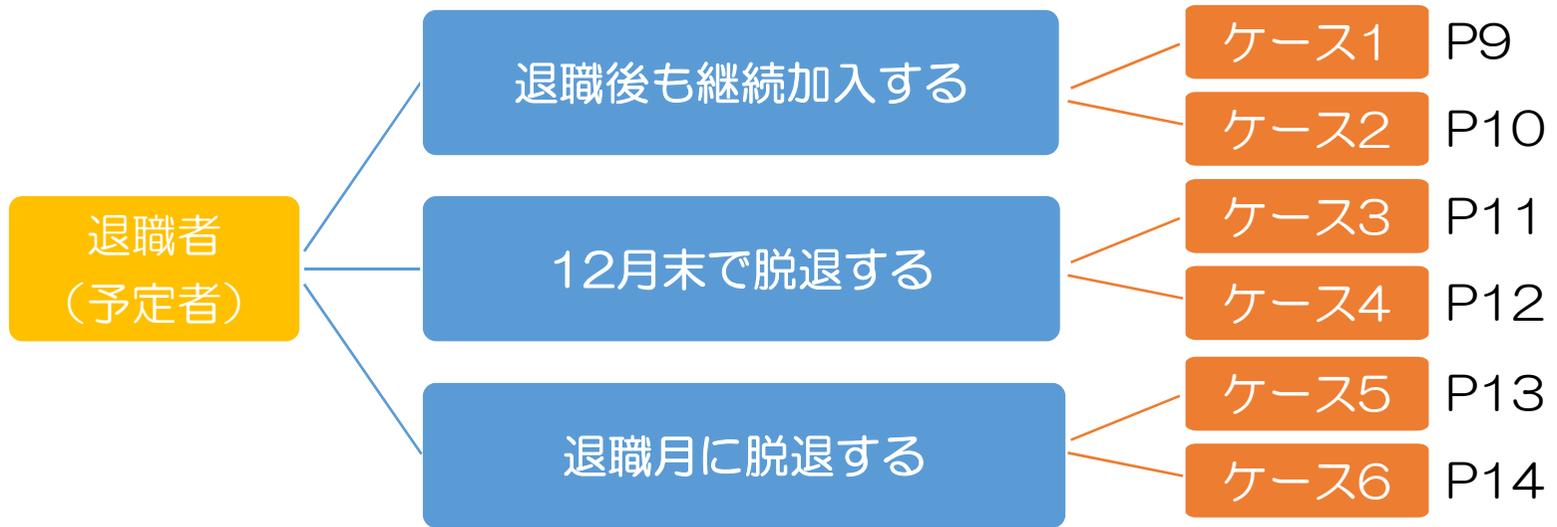
「申込書兼告知書（職員用）（第1号様式の1）」は団体に保管または処理してください。

※脱退のため、「退職者継続制度のお取扱い」の配布はご担当者様に判断をお任せいたします。

# 都道府県町村会担当者の事務について



# 早見表



※退職月12月に脱退する場合は含まない。

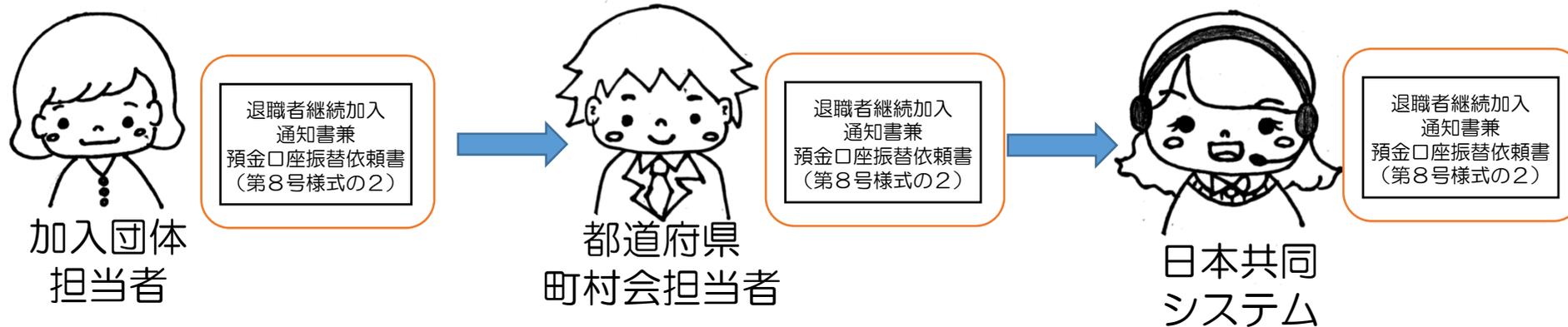
## ケース1

# ◀ 退職後も継続加入する場合

▶ ※残月数分の掛金は一括で払込してください。  
(P137「6」参照)

◎退職月：1月～7月

NKSへの提出期限  
2022年7月20日（水）



## ケース2

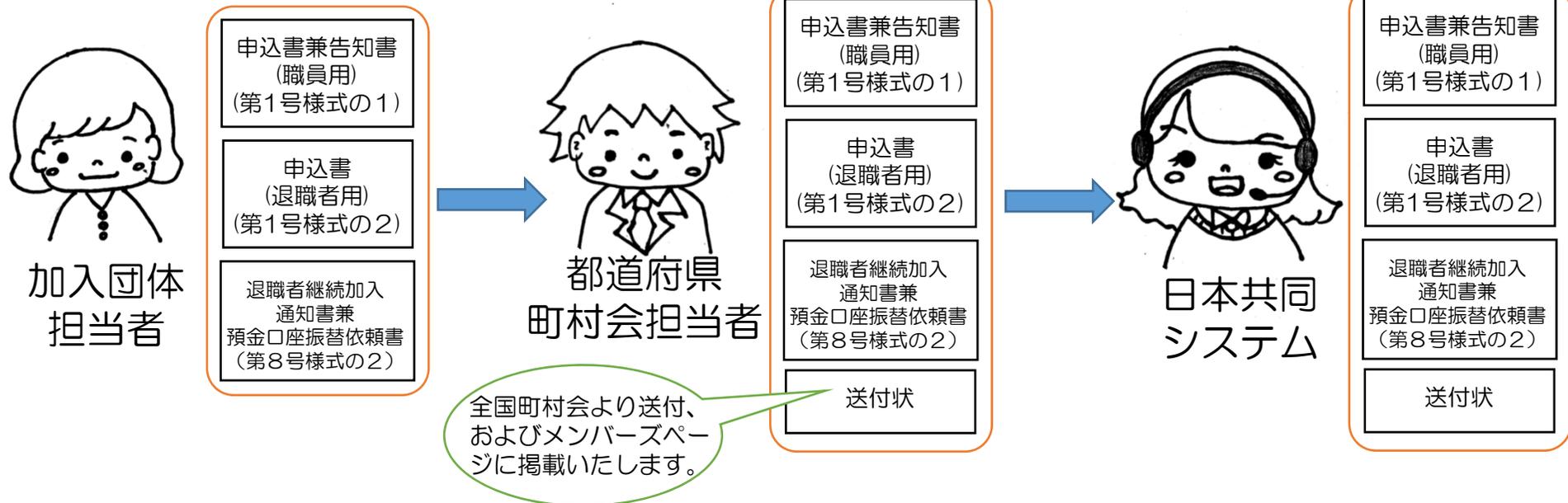
# 《 退職後も継続加入する場合 》

◎退職月：8月～12月

## NKSへの提出期限

### 2022年11月22日（火）

※2022年7月20日（水）までに「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」の提出が間に合わなかった人も含めます。



※2022年7月21日（木）以降から更新書類が届くまでに退職された方または退職予定の方の提出書類も「申込書兼告知書（職員用）（第1号様式の1）」  
「申込書（退職者用）（第1号様式の2）」  
「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」  
必ず**3点が揃ってから**日本共同システムへ**提出**してください。

「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」のみ先に日本共同システムへ提出しないようにご注意ください。  
3点セットが揃わないと手続きが行えませんのでご注意ください。

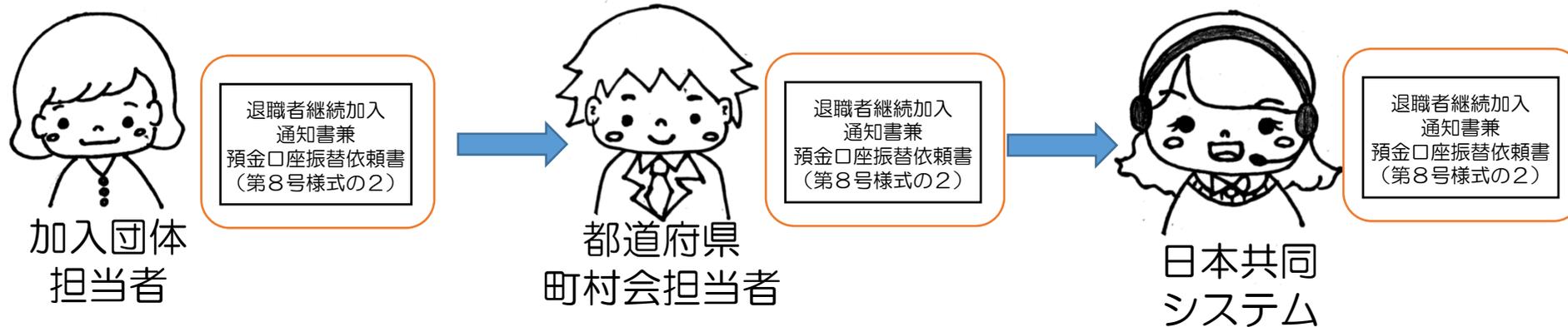
### ケース3

## 《 12月末で脱退する場合 》

※残月数分の掛金は一括で払込してください。  
(P137「6」参照)

◎退職月：1月～7月

NKSへの提出期限  
2022年7月20日（水）



## ケース4

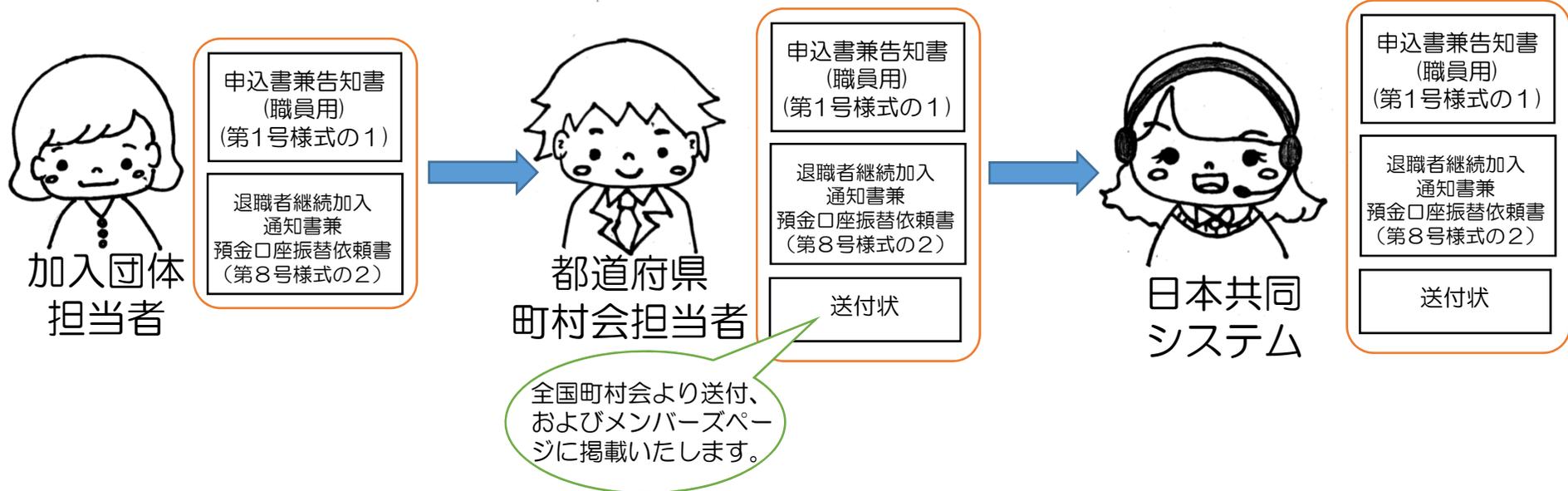
# 《 12月末で脱退する場合 》

◎退職月：8月～12月

## NKSへの提出期限

### 2022年11月22日（火）

※2022年7月20日（水）までに「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」の提出が間に合わなかった人も含めます。



※2022年7月21日（木）以降から更新書類が届くまでに退職された方または退職予定の方の提出書類も「申込書兼告知書（職員用）（第1号様式の1）」  
「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」  
必ず**2点が揃ってから**日本共同システムへ**提出**してください。

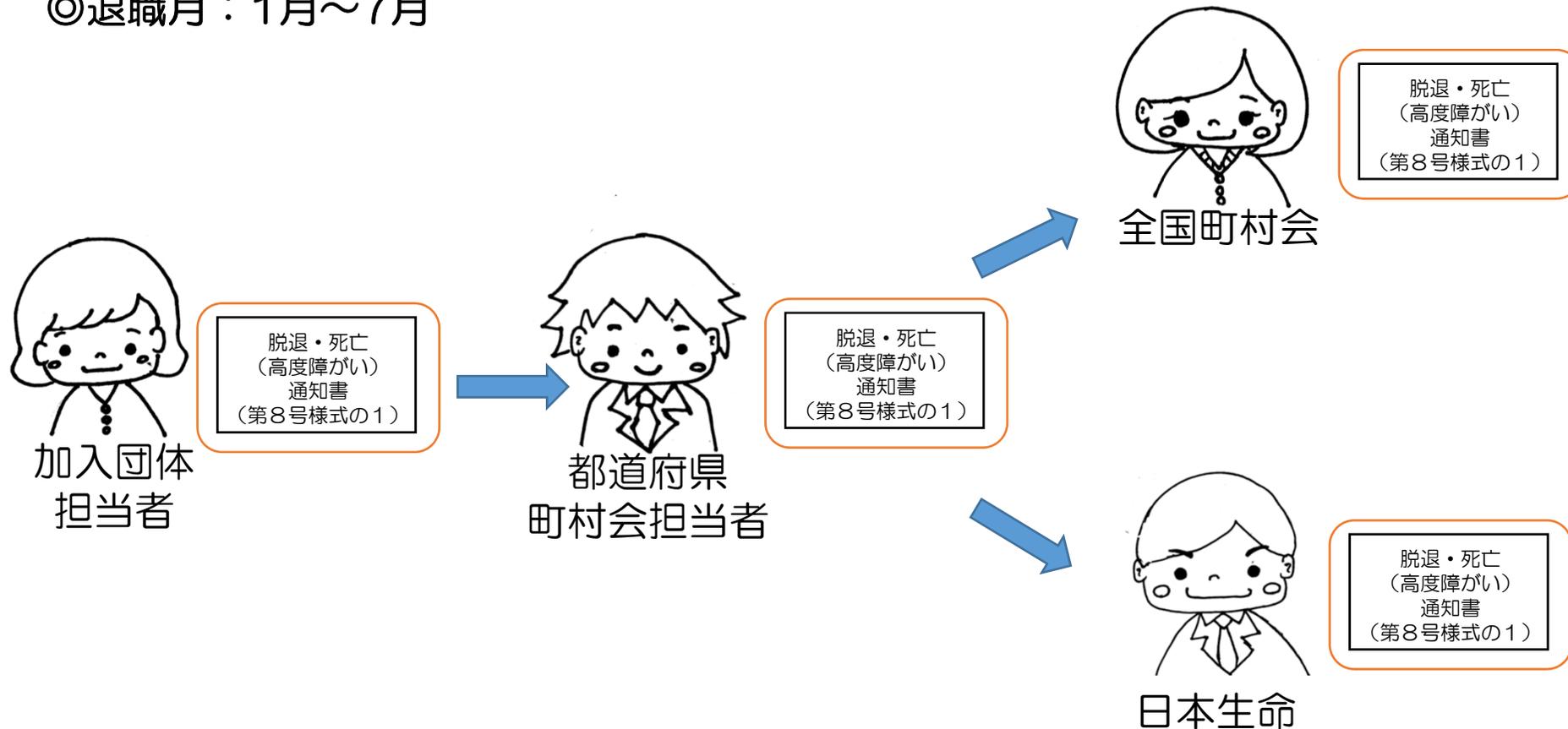
「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」のみ先に日本共同システムへ提出しないようにご注意ください。

ケース5

《 退職月に脱退する場合 》

※脱退月は加入団体の払込方法により異なります  
(月払：退職月末 半年払：6月末、12月末 年払：12月末)

◎退職月：1月～7月



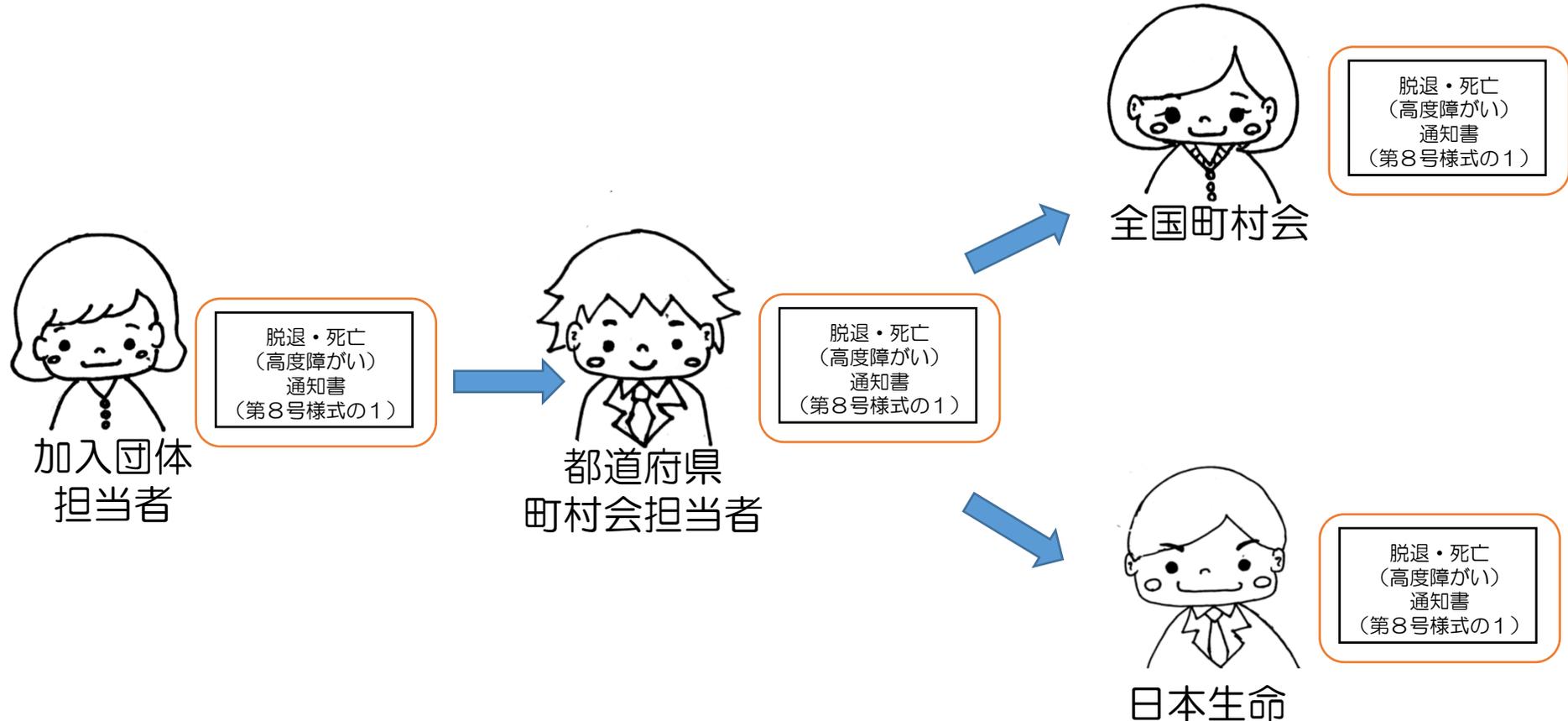
## ケース6

# 《 退職月に脱退する場合 》

◎退職月：8月～11月

※退職月12月に脱退される方は **ケース4** をご確認ください。

※2022年7月20日（水）までに「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2）」の提出が間に合わなかった人も含めます。



※「申込書兼告知書（職員用）（第1号様式の1）」の提出があった場合は日本生命に提出してください。

關 係 書 類

# 退職者用パンフレット

全国の町村等職員退職者のみなさまへ

商品内容のご説明  
令和4年度

任意共済 → 退職者継続加入制度のご案内

## 任意生命保険 団体定期保険

死亡・所定の高度障がいに対する保障  
(年齢75歳6カ月以下の方)

## 任意医療保険 総合医療保険 (団体型)

ケガ・病気等による「1泊2日以上の継続入院」  
「手術」等に対する保障  
(年齢75歳6カ月以下の方)

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。  
お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管ください。

■ 申込締切日 ■ 効力発生日

令和3年10月8日(金) 令和4年1月1日

■ 保険期間

令和4年1月1日～令和4年12月31日

- 1 当保険は自動継続です。 ※継続加入年齢超となる方を除く。現在の保障内容を変更されない方は、「申込書(退職者用)」のご提出は不要です。(同じ保障内容で1年間更新されます。)
- 2 現在の保障内容を変更される方は、P22の「申込書(退職者用)記入方法」をよくご覧になってお手続きのうえ、申込書5枚目の「本人控」以外をご提出ください。(「本人控」を提出された場合は返却できませんのでご了承ください。)
- 3 掛金は年払のみです。令和4年1月22日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にご登録の口座から振替えます。令和4年1月上旬に「口座振替のご案内」を送付しますのでご確認ください。
- 4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。(脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。)

■ お申込み手続き等に関するお問合せ先  
事務代行会社 株式会社日本共同システム(NKS) コールセンター  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-11-18 711ビルディング8F  
TEL: 0120-816-156 (受付時間: 9:00~17:00 (年末年始を除く土日・祝日も取扱いしております))

※お問合せの際には、団体名「全国町村会」をお知らせください。  
保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご連絡ください。

全国町村会

# 退職者継続制度のご案内

## 任意生命保険・医療保険 退職者継続制度のご案内

1月～7月  
ご退職者(予定者)様

退職後も、任意生命保険・任意医療保険にご加入の職員様と配偶者様が現職中と同様の保障を得られる制度です。

任意生命保険  
(最長75歳6ヶ月まで更新可能)  
死亡保障・高度障がい保障

任意医療保険  
(最長75歳6ヶ月まで更新可能)  
ケガ・病気等による  
入院・手術等の保障

- <ご確認ください>
- ・退職後に新規加入や増額はできません。
  - ・掛金の払込は年払いとなります。
  - ・掛金にはご登録の口座から毎年1月22日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に振替えます。
  - ・保険期間(毎年1月1日～12月31日)途中での脱退はできません。

### ○退職者継続加入をご希望される方 退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書を担当者にご提出ください

- <退職者継続加入をご希望された方の今後の流れについて>
- ・9月下旬頃、ご自宅宛に翌年の加入申込書・パンフレットが届きます。
  - ・申込書の提出がない場合、自動更新のお取り扱いとなります。(自動更新の場合、保障内容に変更はありませんが、掛金は保険年齢により年齢群団が変わり、更新後の掛金が高くなる場合があります。必ず申込書にて更新後の掛金の確認をお願い致します。)
  - ・翌年、脱退/減額をされる方は必ず申込書のご提出が必要です。
  - ・掛金にはご登録の口座から毎年1月22日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に振替えます。

### ○脱退を希望される方 提出書類はございません。担当者に脱退の意思をお伝えください。

<退職者継続制度のお問い合わせ先>  
【事務手続き全般】株式会社日本共同システム  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-11-18 711ビルディング8F  
(株)日本共同システム内 全国町村会コールセンター TEL: 0120-816-156

# 申込書兼告知書（職員用）（第1号様式の1）



（第1号様式の1）

全国町村等職員 任意生命保険・任意医療保険 申込書兼告知書（職員用）〔団体定期保険・総合医療保険（団体型）〕

931 1988  
900 95060

①加入団体控

加入団体名

団体の掛金払込方法  
 月払  半年払  年払

申込締切日  
令和3年11月4日

効力発生日  
令和4年1月1日

支店	団体コード	枝番	被保険者番号

被保険者番号も、必ずご記入ください。（新規加入される場合、被保険者名簿にある最終番号の次から付番してください）

パンフレット記載の意向確認欄を見て商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、パンフレットに記載の重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）、医療保障保険契約内容登録制度および個人情報の取扱い等について了承・同意のうえ、以下のとおり加入（変更）を申込みます。なお、告知内容は事実と相違ないことを確認しました。

申込日（告知日）  
令和 年 月 日

家族区分	被保険者氏名（カタカナ）			任意生命保険（団体定期保険）			任意医療保険（総合医療保険（団体型））			死亡保険金受取人	
	性別	生年月日	セイメイ	加入区分	保険金額（万円）	掛金（円）	加入区分	入院給付金日額（円）	掛金（円）	氏名（カタカナ）	続柄・人数
職員	00	男性	昭和	年 月 日	新規 増額 脱退	(3000) (1500) (600) (2500) (1000) (400) (2000) (800) (200)		新規 増額 脱退	(12000) (8000) (10000) (5000)		
		女性	平成	年 月 日	同類			同類			
配偶者	01	男性	昭和	年 月 日	新規 増額 脱退	(1000) (400) (800) (200) (600)		新規 増額 脱退	(10000) (5000) (8000) (3000)		
		女性	平成	年 月 日	同類			同類			
子ども		男性	平成	年 月 日	新規 増額 脱退	(400) (200)		新規 増額 脱退	(5000) (3000)		
		女性	令和	年 月 日	同類			同類			
		男性	平成	年 月 日	新規 増額 脱退	(400) (200)		新規 増額 脱退	(5000) (3000)		
		女性	令和	年 月 日	同類			同類			

申込印（告知印）

本人

配偶者

子ども

子ども

子ども

この申込書兼告知書の記載事項について、事実と相違ないことを確認のうえ、加入（変更）を申込みます。  
 ※子どもが未成年のときは、親権者が押印してください。  
 5枚すべて押印してください

任意医療保険のみ加入の方は記入不要です。

〔続柄〕配偶者…1 子ども…2 父…3 母…4 祖父…5 祖母…6 兄弟姉妹…7 その他…8  
 \*死亡保険金受取人氏名・続柄・人数は、必ずご記入ください。  
 \*死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、続柄が「9」（その他）となる方を死亡保険金受取人とされる場合、または死亡保険金受取人が2名以上となる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせて提出してください。  
 \*既に加入されている方で死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」を提出してください。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、全国町村会（加入団体）が引当保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日となります。

太線内にもれなく記入し、該当箇所を○印で囲んでください。

・既加入の方は、保険金額や入院給付金日額を変更する場合、変更後の金額を○印で囲んでください。  
 ・掛金は団体の掛金払込方法（月払・半年払・年払）に応じた掛金をご記入ください。  
 ・上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日（今回は令和4年1月1日）から適用します。

掛金合計	A. 任意生命保険掛金 (円)	B. 任意医療保険掛金 (円)	掛金合計 (A+B) (円)

告知欄  
 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の質問事項を確認のうえ告知します。

\*職員（主たる被保険者）が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめのうえ、以下の内容と相違ない場合はチェック欄にチェック（☑）してください。（注）質問事項に対する答えが「はい」となる方は新規加入・増額することができません。

新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。  
 (チェック欄)

・子どもの死亡保険金受取人は職員（主たる被保険者）とします。  
 ・任意医療保険の給付金受取人は職員（主たる被保険者）とします。

支社コード(3桁) 支店コード(2桁) 支社・法人SC事務担当者

担当者名・コード(7桁)

印

ニッセイ処理欄

加入区分	医療	告知
本人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
配偶者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子ども	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子ども	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子ども	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

家族区分  
 2:1 2:1  
 2:2 2:2  
 2:3 2:3  
 (保金)

・この保険契約において保険金・給付金を不法に取得する目的があったとみなされる場合は、この保険契約の全部または一部は無効となり、すでに払込まれた掛金は返還されません。  
 ・複数の保険会社による共同取組契約の場合、幹事会社が他の引当保険会社から委任を受けて事務を行います。引当保険会社は引当割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯して責任を負うものではありません。また、将来に向かって、引当保険会社および引当割合の変更もありません。（幹事会社） 日本生命保険相互会社

K21-032

# 申込書（退職者用）（第1号様式の2）

（第1号様式の2）



## 全国町村等職員 任意生命保険・任意医療保険 申込書（退職者用）〔団体定期保険・総合医療保険（団体型）〕

全国町村会長 殿

① N K S 控

No. \_\_\_\_\_

パンフレット記載の意向確認欄を見て商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、パンフレットに記載の重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）、医療保障保険契約内容登録制度および個人情報の取扱い等について了承・同意のうえ、以下のとおり変更を申込みます。

・太線内にもれなく記入し、該当箇所を○印で囲んでください。ただし、申込締切日を過ぎても提出される方は掛金もご記入ください。  
・保険金額や入院給付金日額を減額する場合、減額後の金額を○印で囲んでください。

加入団体名

申込日  
令和 年 月 日

効力発生日  
令和 4 年 1 月 1 日

申込締切日  
令和 3 年 11 月 4 日

支部コード	団体コード	枝番	被保険者番号

在籍中の被保険者番号を、必ずご記入ください。

家族区分	被保険者氏名（カタカナ） セイ メイ			任意生命保険（団体定期保険）			任意医療保険（総合医療保険（団体型））			死亡保険金受取人			
	性別	生年月日	加入区分	保険金額（万円）	掛金（円）	加入区分	入院給付金日額（円）	掛金（円）	氏名（カタカナ）	続柄人数			
本人	00			〔減額〕	〔3000〕	〔1500〕	〔600〕	〔減額〕	〔12000〕	〔8000〕			
				〔脱退〕	〔2500〕	〔1000〕	〔400〕		〔脱退〕	〔10000〕			〔5000〕
				〔同額〕	〔2000〕	〔800〕	〔200〕		〔同額〕	〔8000〕			〔3000〕
配偶者	01			〔減額〕	〔1000〕	〔500〕	〔減額〕	〔10000〕	〔5000〕				
				〔脱退〕	〔800〕	〔400〕		〔脱退〕	〔8000〕				〔3000〕
				〔同額〕	〔600〕	〔200〕		〔同額〕	〔8000〕				〔3000〕

この申込書（退職者用）の記載事項について、事実と相違ないことを確認のうえ、変更を申込みます。  
5枚すべて押印してください

申込印

本人 (印)

配偶者 (印)

ニッセイ処理欄

団体医療	
有内容	SKIP
無内容	
本人	
配偶者	

加入区分と保険金額・入院給付金日額は、以下をご確認のうえご希望の箇所を必ず○印で囲んでください。  
●加入区分  
・減額：令和4年1月1日付で、保険金額・入院給付金日額を減額する場合  
・脱退：退職者としての契約更新をしない場合（令和3年12月31日付の脱退）  
・同額：令和4年1月1日以降も、現在と同額で加入する場合  
●保険金額・入院給付金日額および掛金  
・「減額」「同額」を選択する場合は、保険金額・入院給付金日額のいずれか1つを○印で囲んでください。  
・「脱退」の場合は、金額を○印で囲むことと掛金の記入は不要です。  
・配偶者の方で保険金額500万円を選択できるのは退職直前に500万円が加入されていた方のみです。

掛金合計	A. 任意生命保険掛金 (円)	B. 任意医療保険掛金 (円)	掛金合計 (A+B) (円)
------	-----------------	-----------------	----------------

任意医療保険の給付金受取人は本人（主たる被保険者）とします。

〔続柄〕 配偶者…1 子ども…2 父 母…3  
祖父母…4 兄弟姉妹…5 その他…9  
\*死亡保険金受取人氏名・続柄・人数は、必ずご記入ください。  
\*死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」を提出してください。（既に参加されている方の「申込書（退職者用）」での受取人変更のお取扱いはできません。）  
\*この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、全国町村会（加入団体）が引当保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日となります。

**加入資格**  
当制度に職員として加入し、退職後も引き続き加入を希望される場合、任意生命保険（団体定期保険）・任意医療保険（総合医療保険（団体型））共に75歳6カ月に達する年度の保険期間満了の日まで継続加入できます。  
また、配偶者も職員退職時まで配偶者として加入していた場合は、本人と同様、任意生命保険（団体定期保険）・任意医療保険（総合医療保険（団体型））共に75歳6カ月まで引き続き加入できます。  
◎既加入の方で令和4年1月1日現在において、任意生命保険（団体定期保険）・任意医療保険（総合医療保険（団体型））共に75歳6カ月超の方は継続加入することができません。  
**加入できる保険金額・入院給付金日額および掛金**  
退職者として引き続き加入を希望される場合、増額することはできませんので、現在加入されている保険金額・入院給付金日額と同額かそれ以下の金額からお選びください。  
上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日（今回は令和4年1月1日）から適用します。（退職者は一旦脱退すると再加入できません。  
また、申込締切後の受け付けはできませんので早めに申込手続きをしてください。）

ニッセイ使用欄

支社コード(3桁)	支部コード(2桁)	支社・法人SC事務担当者
担当者名・コード(7桁)		印

9 3 1 1 9 8 8  
9 0 0 9 5 0 6 0

カ (保全) \_\_\_\_\_

・この保険契約において保険金・給付金を不法に取得する目的があったとみなされる場合は、この保険契約の全部または一部は無効となり、すでに払込まれた掛金は返還されません。  
・複数の保険会社による共同取組契約の場合、幹事会社以外の引当保険会社から委任を受けて事務を行います。引当保険会社は引当額に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯して責任を負うものではありません。また、将来に向かって、引当保険会社および引当額の変更もありません。（幹事会社）日本生命保険相互会社

K21-034

# 脱退・死亡（高度障がい）通知書（第8号様式の1）

（第8号様式の1）



## 全国町村等職員 任意生命保険・任意医療保険 脱退・死亡（高度障がい）通知書

① 加入団体控

全国町村会長 殿

通知日 令和 年 月 日

加入団体名	届出印
代表者名	

支部	団体コード	枝番	掛金払込方法
			<input type="radio"/> 月払 <input type="radio"/> 半年払 <input type="radio"/> 年払

被保険者名簿をご参照のうえ、ご記入ください。

本人…00 配偶者…10 こども…21～28

令和…5

被保険者氏名（カタカナ）		被保険者番号	家族区分	生年月日				異動区分	脱退・死亡（高度障がい）年月日				現在の加入状況	その他ご連絡欄
セイ	メイ			年号	年	月	日		年号	年	月	日		
				昭和				死亡（高度障がい）	5				<input type="radio"/> 両商品とも加入 <input type="radio"/> 任意生命のみ加入 <input type="radio"/> 任意医療のみ加入	
				平成				脱退						
				令和										
				昭和				死亡（高度障がい）	5				<input type="radio"/> 両商品とも加入 <input type="radio"/> 任意生命のみ加入 <input type="radio"/> 任意医療のみ加入	
				平成				脱退						
				令和										
				昭和				死亡（高度障がい）	5				<input type="radio"/> 両商品とも加入 <input type="radio"/> 任意生命のみ加入 <input type="radio"/> 任意医療のみ加入	
				平成				脱退						
				令和										
				昭和				死亡（高度障がい）	5				<input type="radio"/> 両商品とも加入 <input type="radio"/> 任意生命のみ加入 <input type="radio"/> 任意医療のみ加入	
				平成				脱退						
				令和										
				昭和				死亡（高度障がい）	5				<input type="radio"/> 両商品とも加入 <input type="radio"/> 任意生命のみ加入 <input type="radio"/> 任意医療のみ加入	
				平成				脱退						
				令和										

（お願い）  
 ○脱退・死亡（高度障がい）の方をお知らせください。  
 なお、職員・退職者本人が脱退・死亡（高度障がい）の場合は、配偶者およびこどもの記入は不要です。  
 （職員・退職者本人が脱退・死亡（高度障がい）の場合、配偶者およびこどもは自動的に脱退となります。）  
 ○記入内容を訂正された場合は、訂正箇所に訂正印（届出印）を押ししてください。

ご注意  
 異動区分が死亡（高度障がい）の場合は、死亡保険金（高度障がい保険金）をご請求ください。





# 送付状

## 全国町村等職員 任意生命保険・任意医療保険 更新手続きにかかる退職者移行について

R4

更新書類のお手続きと同時に  
退職後加入（退職者移行）をする場合

更新する令和4年1月1日時点で  
退職している方が対象です。

☆保険期間（～令和3年12月31日）の途中で退職を迎え、「現職者用申込書兼告知書」に加入内容がプリントされている方。＝退職後の継続を希望される方、又は令和3年12月末まで加入される方。

（令和4年3月末退職者は含みません）

### 1. 更新手続きでご提出いただく書類（提出締め切り日：11月19日（金））

帳票名	手続き内容
申込書兼告知書（第1号様式の1） ※1	既加入電算処理済み：脱退として提出
申込書（退職者用）（第1号様式の2） ※2	白紙帳票へ手書き：申込内容を記入（脱退の場合は不要）
退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2） ※3	

### 2. ご提出いただく書類の注意

※1 保険会社で打ち出されている既加入者用の申込書兼告知書は加入されている任意生命・任意医療（本人・配偶者・子どもそれぞれ）の加入区分を全て【脱退】とし、申込印を押印ください。

※2 申込書（退職者）の白紙（緑色）に現在の加入内容の範囲内でご記入いただき、申込印を押印ください。  
受取人変更は申込書ではできません。現在の通りにご記入ください。

※3 加入団体記入欄：被保険者名簿から正当な内容を転記してください。  
加入者記入欄：住所・電話番号・金融機関をご記入いただき、金融機関届出印を押印ください。

◆申込書での受取人の変更はできません。  
変更の場合は、死亡保険金受取人指定書（第11号様式の1）も同時にお取り付け下さい。

□団体用・支部用を除き、全てNKSへお送りください。

（ニッセイ提出用もNKSを経由して提出します）

□提出締め切り日（11/19）以降は口座振替が間に合わない場合がありますので、多少余裕を持って送付いただくようお願い致します。

## 送付状

R4

（株）日本共同システム 行

年 月 日

都道府県	ご担当者名
------	-------

### ◆同封書類

□下記書類はすべてそろっていますか？チェックしてください。

人数	書類名
名分	退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書（第8号様式の2） ③金融機関提出用 ④ニッセイ提出用の2枚セットです。
★名分	申込書兼告知書（第1号様式の1） ③ニッセイ支社用 ④ニッセイ本店用の2枚セットです。
☆名分	申込書（退職者用）（第1号様式の2） ①NKS控 ③ニッセイ支社用 ④ニッセイ本店用の3枚セットです。
名分	死亡保険金受取人指定書（第11号様式の1）

※脱退申込者数は★-☆となります。

名	脱退申込者数（12月末脱退の場合、「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」と「申込書兼告知書」のみの提出となります。）
---	---

### ◆その他

□団体用・支部用を除き、全てNKSへお送りください。

（ニッセイ提出用もNKSを経由して提出します）

□記入モレ・押印モレの無いようご確認ください。

□翌年3月末退職者様が混ざっていませんか？更新日（1月1日）現在が現職である場合、更新は現職者としてご対応ください。

# お問い合わせ先

## 【加入者用】

### ◎コールセンター

各種変更手続き・お問い合わせ

9:00~17:00（土日・祝日も受付け・年末年始を除く）

☎ 0120-816-156

## 【加入団体及び都道府県町村会用】

◎事務代行会社 （株）日本共同システム 略：NKS

☎ 03-3369-0804

住所：〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-11-18 711ビル8F

※〒163-8692

日本郵便（株）新宿郵便局郵便私書箱145号 株式会社日本共同システムは現在使用しておりません。上記の住所に書類の発送をお願いいたします。